

記入例【住民税非課税世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が100円以上182,500円未満の世帯】

提出してください。

生業扶助を受給している場合は、以下、記載は不要です。

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

ア 保護者等の課税証明書等を提出します。

①	☒	保護者(親権者) 2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、保護者(親権者)が2名存在する場合
②	☐	保護者(親権者) 1名分 (保護者を除く。) 離婚、死別等 保護者(親権者)がいない場合
③	☐	未成年後見人 親権者が存在しない場合 ※ 未成年後見人を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

◎課税証明書は、

- ①「令和8年度道民税・市町村民税(非課税)証明書」
- ②「令和8年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- ③「令和8年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません(※添付省略の場合を含む)。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者等の課税証明書等を北海道教育委員会に提出しているため、提出を省略します。 ※ただし、就学支援金の申請・届出の際、保護者等全員の課税証明書等を提出していない場合(控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等)は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。

控除対象配偶者課税証明書等提出	☐	省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当職員記入欄	確認済	印
-----------------	--------------------------	---------------------------	-----	---

②(2)に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
-------------------------------------	--

必ず確認し、レ印を記入してください。

年 月 日